

平成28年 第1回

とちぎ広域消防事務組合議会（定例会）

会 議 録

平成28年2月26日 開会

平成28年2月26日 閉会

とちぎ広域消防事務組合議会

## 議事日程

- |    |                |   |
|----|----------------|---|
| 第1 |                | 会議録署名議員の指名について  |
| 第2 |                | 会期の決定について   |
| 第3 | 議案第1号          | 平成27年度とちぎ広域消防事務組合一般会計補正予算(第2号)                              |
| 第4 | 議案第2号<br>議案第3号 | 平成28年度とちぎ広域消防事務組合一般会計予算<br>とちぎ広域消防事務組合運営に関する条例の一部改正<br>について |
|    | 議案第4号          | とちぎ広域消防事務組合消防本部の設置等に関する条例制定について                             |
|    | 議案第5号          | とちぎ広域消防事務組合職員の再任用に関する条例制定について                               |
|    | 議案第6号          | とちぎ広域消防事務組合職員の育児休業等に関する条例制定について                             |
|    | 議案第7号          | とちぎ広域消防事務組合消防報賞金条例制定について                                    |
|    | 議案第8号          | とちぎ広域消防事務組合職員の諸手当等に関する条例制定について                              |
|    | 議案第9号          | とちぎ広域消防事務組合消防手数料条例制定について                                    |
|    | 議案第10号         | とちぎ広域消防事務組合火災予防条例制定について                                     |

---

会議に付した事件 議事日程に同じ

---

## 出席議員(36名)

- |     |          |     |          |     |          |
|-----|----------|-----|----------|-----|----------|
| 1番  | 守屋いつ子議員. | 2番  | 山本 忠淑議員. | 3番  | 小野 信次議員. |
| 4番  | 加納 三司議員. | 6番  | 埴渕 賢治議員. | 7番  | 菊地 康雄議員. |
| 8番  | 西山 輝和議員. | 9番  | 加来 良明議員. | 10番 | 柴田 正博議員. |
| 11番 | 広瀬 重雄議員. | 12番 | 高橋 和雄議員. | 13番 | 松橋 昌和議員. |
| 14番 | 鈴木 千秋議員. | 15番 | 堀田 成郎議員. | 16番 | 渡辺富久馬議員. |
| 17番 | 中橋 友子議員. | 18番 | 千葉 幹雄議員. | 19番 | 芳滝 仁議員.  |
| 20番 | 永田 憲議員.  | 21番 | 田井 秀吉議員. | 22番 | 藤田 博規議員. |
| 23番 | 林 武議員.   | 24番 | 方川 一郎議員. | 25番 | 井脇 昌美議員. |
| 26番 | 吉田 敏男議員. | 27番 | 宮川 寛議員.  | 28番 | 田村 寛邦議員. |
| 29番 | 岡坂 忠志議員. | 30番 | 大林 愛慶議員. | 31番 | 清水 隆吉議員. |
| 32番 | 鈴木 正孝議員. | 33番 | 藤澤 昌隆議員. | 34番 | 西本 嘉伸議員. |
| 35番 | 大塚 徹議員.  | 37番 | 稲葉 典昭議員. | 38番 | 小森 唯永議員. |

---

欠席議員（2名）

5番 杉山 幸昭議員. 36番 富井 司郎議員.

---

出席説明員

組合長 米沢 則寿

副組合長 小林 康雄. 浜田 正利. 高薄 渡. 宮西 義憲. 田村 光義.  
西山 猛. 酒森 正人. 村瀬 優. 飯田 晴義. 勝井 勝丸.  
宮口 孝. 安久津勝彦. 野尻 秀隆. 水澤 一廣. 田中 敬二.

代表監査委員 西田 譲.

事務局長 山上 俊司. 事務局主幹 笹谷 広光.

事務局副主幹 山岸 雄一.

会計管理者 小寺 英吉.

監査委員事務局長 柴田 裕. 監査委員事務局主幹 菊地 淳.

---

議会事務局

事務局長 林 伸英. 書記 山名 克之. 書記 石井 健一.

書記 田中 彰. 書記 服部 亮. 書記 土田 真也.

書記 小原 啓佑. 書記 高橋 均.

- 
- 小森 唯永 議長 ただいまから、平成 2 8 年第 1 回とかち広域消防事務組合議会定例会を開会いたします。  
ただちに、本日の会議を開きます。  
ここで、事務局長に本日の議事日程などについて報告させます。
- 

- 林 伸英 議会事務局長
- 報告いたします。  
本日の出席議員は、3 6 人であります。  
欠席の届出は、5 番杉山幸昭議員及び 3 6 番富井司郎議員からございました。  
次に、今期定例会につきましては、組合長から、去る 2 月 1 9 日付けをもって、招集告示した旨の通知がありましたので、ただちに各議員あて通知いたしております。  
また、同日付けをもって、組合長及び監査委員に対して、説明員の出席要求をいたしております。  
次に、議案の配付について申し上げます。  
今期定例会に付議予定事件として受理しております平成 2 8 年度とかち広域消防事務組合一般会計予算ほか 9 件につきましては、2 月 1 9 日付けをもって、各議員あて送付いたしております。  
最後に、本日の議事日程でありますがお手元に配付の議事日程表第 1 号により、ご了承いただきたいと思っております。  
報告は以上であります。
- 

- 小森 唯永 議長 日程第 1  
会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員に、6 番埴淵賢治議員及び 7 番菊地康雄議員を指名いたします。
-

- 
- 小森 唯永 議長 日程第2  
会期の決定についてを議題といたします。  
おはかりいたします。  
今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたい  
と思います。  
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 小森 唯永 議長 ご異議なしと認めますので、そのように決定いた  
しました。

- 
- 小森 唯永 議長 日程第3  
議案第1号、平成27年度とかち広域消防事務組  
合一般会計補正予算第2号を議題といたします。  
ただちに、提案理由の説明を求めます。  
米沢則寿組合長、登壇願います。

- 
- 米沢 則寿 組合長 議案第1号平成27年度とかち広域消防事務組合  
一般会計補正予算第2号について、ご説明いたしま  
す。

本案は、派遣職員に係る人件費負担金等に不足が  
見込まれますことから、負担金を追加し、この財源  
として分担金を追加するものであります。

この結果、平成27年度とかち広域消防事務組合  
一般会計予算は、歳入・歳出それぞれ380万9千  
円を追加して、1億1千273万1千円となるもの  
であります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

- 
- 小森 唯永 議長 これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 小森 唯永 議長 別になければ、質疑を終わります。  
これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 小森 唯永 議長 別になければ、討論を終わります。  
これから、採決を行います。  
おはかりいたします。  
議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 小森 唯永 議長 ご異議なしと認めますので、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

- 
- 小森 唯永 議長 日程第4  
議案第2号、平成28年度とまち広域消防事務組合一般会計予算ほか8件を、一括して議題といたします。

ただちに、提案理由の説明を求めます。

米沢則寿組合長、登壇願います。

- 
- 米沢 則寿 組合長 議案第2号から議案第10号まで、一括して、ご説明いたします。

はじめに、議案第2号平成28年度とまち広域消防事務組合一般会計予算について、ご説明いたします。

平成28年度予算は、とまち広域消防事務組合として初めての通年予算編成となり、住民の安全・安心を守るとともに、効率的・効果的な組合運営に資する予算編成を行ったところであります。

平成28年度の予算総額は、61億1千998万円で、新たにとまち広域消防局の運用が開始されることを受け、前年度予算対比では、60億7千33

3万3千円の増となるものであります。

次に、主な予算の内容につきまして、歳出から順次、ご説明いたします。

第5款 議会費は、議会議員及び事務局に要する経費を計上いたしました。

第10款 総務費は、一般管理に要する経費のほか、公平委員会並びに監査委員に要する経費を計上いたしました。

第15款 消防費は、消防局に要する経費、デジタル無線及び指令センターの維持管理に要する経費のほか、管内19消防署における常備消防に要する経費を計上いたしました。

第20款 消防施設費は、デジタル無線及び指令センター並びに各消防署の施設整備に要する経費を計上いたしました。

第25款 公債費は、一時借入金の利子を計上いたしました。

第30款 職員費は、職員給与費を計上いたしました。

第31款 旧消防組合清算費は、旧消防組合の清算に係る経費を計上いたしました。

第40款 予備費は、不測の経費に対処するため、所要額を計上いたしました。

次に、歳入について、ご説明いたします。

第5款 分担金及び負担金は、構成市町村からの運営分担金を計上いたしました。

第10款 使用料及び手数料は、危険物規制事務取扱手数料を計上いたしました。

第25款 繰越金は、前年度繰越金を計上いたしました。

第30款 諸収入は、預金利子、旧消防組合清算費負担収入及び高速道路救急業務支弁金等を計上いたしました。

第35款 組合債は、施設整備事業等に係る組合債を計上いたしました。

次に、債務負担行為につきましては、新規に清掃業務委託など4件を設定するものであります。

地方債につきましては、起債の目的及び限度額を

定めようとするものであります。

次に、議案第3号とかち広域消防事務組合運営に関する条例の一部改正につきましては、とかち広域消防局の運用開始に伴い、組合の職員定数を変更するほか、所要の整備をするものであります。

次に、議案第4号とかち広域消防事務組合消防本部の設置等に関する条例の制定につきましては、消防組織法の規定に基づき、消防本部及び消防署を設置し、その名称、位置、管轄区域を定めるほか、消防長及び消防署長の資格を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第5号とかち広域消防事務組合職員の再任用に関する条例の制定につきましては、地方公務員法第28条の4の規定に基づき、組合職員の定年退職者等の再任用に関して規定するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第6号とかち広域消防事務組合職員の育児休業等に関する条例の制定につきましては、地方公務員育児休業等に関する法律の規定に基づき、組合職員の育児休業等に関して、条例で定める事項を整備するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第7号とかち広域消防事務組合消防報賞金条例の制定につきましては、消防吏員及び消防活動等に協力した個人に対する報賞金の授与に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第8号とかち広域消防事務組合職員の諸手当等に関する条例の制定につきましては、勤務地が変更となる組合職員の通勤手当を定めるほか、その他の給与等に関する特例を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第9号とかち広域消防事務組合消防手数料条例の制定につきましては、地方自治法第228条第1項の規定に基づき、危険物規制事務に関する手数料の種類及び金額を定めるほか、所要の整備をするため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第10号とかち広域消防事務組合火災予防条例の制定につきましては、消防法の規定に基



づき、火災予防上必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

- 
- 小森 唯永 議長      これから、一括して質疑を行います。  
37番稲葉典昭議員。

- 
- 37番 稲葉 典昭議員

まず、議案第8号で組合職員の諸手当等に関する条例の提案がされました。

この第6条なのですが、夜間勤務手当の支給について、管理職手当の支給を受ける職員には適用しないと、この適用除外を6条で規定している訳です。

労働基準法を見ますと、管理監督者は労働時間や休日などの適用を受けない、適用を除外すると、こういう規定がある訳なのですが、ここでいう管理監督者ですが、管理監督者の定義について、労働条件その他労務管理について、経営者と一体的な立場にある人、このように一般的に解釈されている訳です。

管理職手当を支給される一つには職員の範囲、これをどの程度指しているのか。

もう一つは、この管理職手当を支給される職員と、管理監督者の定義、これが同一なのかどうかということについて、一つ目にはお伺いをいたします。

それから、予算の提案もされました。

提案の中にもありましたが、住民の生命・身体・財産を守るという責務を果たすため、効率的・効果的な消防体制の充実強化のため、とまち広域消防事務組合が設立され、この4月1日から本格的な稼働をすることになります。

提案されたように、予算は6億1千998万円、職員694人、構成団体は19市町村、管轄面積が1万831平方キロメートル、日本最大の広域消防となります。

巨大な特別地方公共団体となる訳でございます。

一方、課題も多く残されております。

組織では、勤務形態・採用・配置、そして、職員では給与・階級、更には消防力だとか経費の自賄いなどなど、これらは5年間で解消すると、いうふうになっている訳であります。

色々ある訳ですが、消防力についてお聞きする訳ですが、大きい地域間格差があります。

これを5年間で基本的には解消していきたいということを、これまでもお聞きしている訳なんです、来年度予算、1年目の予算になる訳ですが、これ、どの程度、この格差を解消することになるのか、お聞きをしたいと思います。

---

○ 小森 唯永 議長          山上俊司事務局長。

---

○ 山上 俊司 事務局長

はい、まず、ご質問中2点目のですね、予算に対します消防力の解消いわゆる向上に向けた予算反映というようなご質問でございますので、まず、そこからお答えをしたいと思いますというふうに考えてございますが、今回、十勝全域の消防の広域化にあたりましては、とにかくスケールメリットを最大限に生かしまして、消防本部をまず統一をして効率化を図りたい。

それから、消防のデジタル化の設備、更に指令センターの導入ということで、十勝全体でですね、一つに統一をすることによりまして、十勝管内住民の皆さんの消防救急業務に係りますサービスの向上を目的に統一化というものが進められてきてございます。

そこで広域化にあたりまして、今までの消防署、それから消防署における人員体制、更には水利、消防の資機材の購入、こういったものにつきましては、現存の各市町村で行っております消防署の運営というものを、広域化になってもそのまま形としては残していきたい、いわゆる自賄い方式を採用することによって、これについては、円滑に広域化に移行が

できると、こういうような長い間の協議等によりまして、こういう形を一部残すこととしてございます。

そういったこともございまして、当面、広域化においてはですね、現在の消防体制はそのまま残ってまいります。

今、ご質問がありましたような消防力の向上・是正、そういったものに対するの予算というものは、あえて当初ではつけておりませんが、消防車両・救急車両の購入など、現在、各市町村で持っております更新計画等によりまして、その計画的な更新に要する経費を計上しているといった状況でございます。

それで、消防力の向上それから是正といったものについてはですね、今後、時間をかけながら、十勝が一つの行政体、消防のエリアとして考えた場合に必要な基準・指針というものがありますので、こういったものをこれから策定をしながら、新たな基準に向けて整備を進めていくべきものというふうに考えているところでございます。

以上であります。

---

○ 小森 唯永 議長            笹谷広光事務局主幹。

---

○ 笹谷 広光 事務局主幹

はい、先程の1問目のお答えでございますけども、夜間勤務手当についてでございます。

当初、説明にもございましたとおり、労基法上の定義というのは、ただいまちょっと、分かりませんが、今、十勝管内で運用されている手当について支給できるという形で今回の規定を整理させていただいておりますので、ここに定める管理職手当の支給を受ける職員というものについては、管理職の範囲を定めている規則がございますので、そちらで定められているもののことを指すということでございます。以上です。

---

○ 小森 唯永 議長            37番稲葉典昭議員。

---

○ 37番 稲葉 典昭議員

まず、議案第8号の関係でございますが、管理職手当を支給される職員の範囲ということについては、条例で定められている範囲、つまり職員条例の中では、課長補佐以上を管理職と定める、こういうふう

に規定されている訳ですね  
それで、労働基準法でいうこの管理監督者、これと管理職手当を支給される職員とは基本的には同一であると、こういうご答弁であったかというふう

にご理解をいたしました。  
この労働基準法でございますが、これ、第37条で時間外、休日及び深夜の割増手当について規定が

されている訳ですね。  
そして41条で時間外と休日について、管理監督者への支給を除外、しかし、深夜手当の支給については、管理監督者への支給について、除外はしていない訳なんですね。ところが、今申し上げたように、議案第8号の第6条で、管理職手当を支給される職員については、除外をするというふうになっている訳なんです

が、そうしますと、この労働基準法41条と矛盾してくる訳なんです

が、この根拠について、お伺いをしたいというふうに思います。  
それから予算の関係でございます。  
自賄いを採用しているということもあり、当初予算では、その解消につけてですね、予算措置をしている訳ではない。

それぞれの計画によって進めている、こういうご答弁だったかというふうに思います。

この間、出されている十勝圏広域消防の運営計画がある訳ですが、この運営計画の中でも、消防力と現行の常備消防力について、当然、分析もしている訳です。

消防力の中でいきますと、人員であれば、全体の

平均が、67.3%。

消防本部別に比較もされている訳ですが、帯広99.6%、一番低いところで、45.3%というふうになっている訳です。

これは、人員というのは、必要な消防力を運用するためには、不可欠な要素になる訳なんですね。

例えば、ポンプ車でございますが、帯広では4人体制でこれ乗るわけですね。

国の指針では、5人乗車というふうになっている訳なんですけど、4人でカバーできるという見解を持っているようです。

なぜなのかというと、ご承知のように火災については、8分曲線というのがございまして、第1次、火災が発生してピークに達するのが8分。

それを、その8分までに放水線を2本確保する。

次に11分曲線。

この11分のピークまでに、4本、8本と放水線を広げて行くと、これが消火の基本になる訳なんですね。

更に、救出作業という中には、救助操法という決まりがこれ、ある訳なんですね。

ここでも隊員の安全を確保するために、5人必要だということがこれ、言われている訳なんです。

従いましてですね、この人員の不足というのは、消火・救助・救急活動に、不足があれば支障をきたすという、極めて深刻な事態を招かざるを得ないようなことが想定されることになります。

それから、署所ですが、これ、充足率が100%というふうになっておりますが、これも運営計画を見ますと37箇所中30年以上が19箇所ある訳なんです。

そうしますと、半分ある訳なんですけど、耐震診断がどうなっているのか。

そしてその補強、あるいは更新について、どういう計画を持たなきゃいけないのか。

こういったことが当然求められてくる訳です。

消防用車両については、ポンプ車だとか救急車などが、これ100%でございます。

しかし、特殊車両については、未整備のところもある訳です。

もう一つ問題になるのは、車両の更新をどのようにしていくのかということがあります。

全国平均では13年、ポンプ車などは言われている訳ですが、帯広ではこの間20年を目処に更新をしたいと、救急車については、全国平均は7年だけでも、帯広なんかの場合は10年を目安にと。こういうような一つの基準を持ってやってきております。

ですから運営計画の中でも、20年を経た車両が何台あるかと、こういう記載の仕方をしております。

消防車両315台中20年以上が79台、5年間で整備するというのを考えると、この5年間で20年を超える車両というふうになると、147台にこれ、なる訳なんです。

来年度の更新計画を見ますと、5台ということですから、そうしますと、これの更新も含めてどういうふうにするのか。特殊車両の整備、同時に消防車両の更新計画、これについても、一定のですね、先程、答弁にはありましたけれども、整備計画は当然求められてくると。

消防水利もこれ、同じなんです。

充足率平均で74.6%、99.6%から36.7%と、大きな差がある訳なんです。

これもですね、現着して、1.5分でポンプ車から、2本で放水をします。

その間にね、消火栓から水を確保する。

ホースは20メートルです。

10本繋いで、消火栓からポンプ車に連結をしていくと。

そうしますと140メートル間隔で消火栓を整備する、そういう基準がある訳なんですよ。

そうすると水利の不足というのは、消火活動に極めて重大な支障をきたす場合が出てくる訳なんです。

消防力というのは、それぞれ理由があって、この指針が定められている訳でございますがね、これらのことの、この地域間格差、先ほど答弁にもありま

したけれども、一つの組織になる訳ですから、その中の格差を、どのように是正していくのかということとは当然、考えていかなければいけない。

この辺についての考え、もう一度お伺いします。

---

○ 小森 唯永 議長            山上事務局長。

---

○ 山上 俊司 事務局長

私の方から消防力の関係で、改めてお答えしたいと思っておりますけれども、ただいま、お話しありましたように、消防力の充足状況というのは確かに、ご存知のとおり、十勝管内で数字だけみますと、100%に数字上なっていないところも確かにございます。それぞれ分野毎にも、あるのが実態だろうというふうに思っております。

この辺につきましては、私ども広域化の検討する時にも、既に承知をしておりましたし、この数字が例えば、100%にっていないことが、どういうことで補完されているかということもある訳なんです。例えば、職員の人数の関係で申し上げますと、これはご存知かも知れませんが、十勝管内は古くから、消防団の皆様方が、火災が発生した時には、職員と一緒に消防活動にあたっていく、あるいは、水利にしてもですね、水利が100%例えば行っていないくても大型の水槽車ですとか防火水槽ですとか、そういった場合は、使える場合もあるといったことで、そういったものを補完材料としてですね、現在までに消防活動をされてきている、というようなことになっておまして、この間、しっかりと各署所におかれましては、消防活動に、大きな支障なくやってこられた、責任を持ってやられてきているというふうに私どもも踏まえてございますことから、今後、これまで19市町村、6つの消防本部でございますが、分かれて行っていた、またそこで、消防力という数字を管理をしていたものを、ここは一つになる訳ですから、改めてですね、この

十勝、非常に広い区域ではありますけれども、その中で、どういった消防力、どういった地域にどういったものが必要かということも含めまして、十勝の新たな基準、指針というものを、運営計画では5年以内というふうに申し上げておりますけれども、なるべく早期に、こういった基準を作りまして、それに目指してですね、消防力というものをしっかり、体制を図っていくべきものと考えてございまして、今後ですね、そういったものについて、しっかりと取り組んでいくということを申し上げまして、お答えにさせていただければというふうに思っております。

以上であります。

---

○ 小森 唯永 議長 笹谷事務局主幹。

---

○ 笹谷 広光 事務局主幹

先程の夜間勤務手当の関係でございすけども、繰り返しになるかもしれませんが、あくまでとかち広域消防局については、各構成町村のそれぞれの取扱いができるような形で、条例等を整備する中で運用をしていくという形でやらさせていただいております。

構成団体の中で、例えば、帯広市でしたら職員の給与条例等々で、管理職については、この分については支給しないという定めがございす。

その定めを準用するような形で、今回の条例整備をさせていただく、ということでございますので、どうぞご理解の程、よろしくお願いいたします。

---

○ 小森 唯永 議長 37番稲葉議員。

---

○ 37番 稲葉 典昭議員

議案第8号、深夜手当の関係でございすが、帯



広市の条例を準用するというので、ご答弁があった訳なんですね。

私が聞いているのは、そういうことではございませんね。2回目に聞いたのもですね。

労働基準法は、ご承知のように憲法27条2項を具体化したものが、これ労働基準法なんですね。

労基法で保護された労働者の権利を条例で否定できると、こういうことになればですね、どんな権利侵害も許されることになる訳なんです。

つまり憲法の27条の定め、そして、それを具体化した労働基準法、これは上位法なんですよ。

これを、違うものが出てくるというふうになれば、その根拠規程が明らかになってこなきゃいけない訳ですね。

そんなことが許されるのであれば、なんでもできることになる訳ですから、条例でね。

そうではない訳ですね。

条例というものは、上位法にあくまでも規定されてくるということになる訳なんです。

もう少し言いますと、帯広市の条例が何を元に構成されているかというふうになるとですね、これ、行政実例なんですよ。法律ではなくてね。

昭和28年に出された行政実例の中で、国の通達の中で示されたものを準用しているということになる訳なんです。

私なぜ、このことを今回聞いたかと言うと、広域消防ができました。特別地方公共団体、新たな自治体ができる訳ですよ。

その中で、どういうものを条例として定めていくのかというのは、この新しい自治体の根幹をなすことですから、きちっとした法理論上も、きちっとしたものを持って運営していかなければ、これから色んなことが起きてくる訳ですから、その時に、これは、帯広市のただ準用だから理解してくれでは、これでは済まない。

そういう心構えが必要だということを申し上げたいというふうに思います。

予算の関係でございますが、他のもので補完をす

ると、というようなことがご答弁の中でございました。

確かに、そういうふうにされて、苦労してやっているんですよ。

しかし、それぞれの消防署所の中では、例えば夜間の勤務形態が不十分で、救急車が出動したら、消防車が出動できないと。

こういう事態も少なからずあるんですよ。

今、スケールメリットとおっしゃられましたけど、スケールメリットってなにか。大きくしたことによってどういうメリットが生まれるのかということが、やはり、そこで住む住民にとって目に見える形で出てこなければですね、広域消防にした意味合いがない訳なんですよ。

そういったことを答弁の中でも新たな基準を作り、早期にというようなお話しがございましたから、そういった整備をしていく中でですね、色々な今抱えている課題もですね、解決していくということが恐らく出てくるんだらうと、理解をさせていただきませう。

最後にお聞きしたいのは、5年を待たずしてというようなお話もございましたが、どういった計画を持っているのか。

今あるのであれば、お聞きをしておきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、今、どの議会もですね、これ、議会改革に取り組んでいる訳です。

今、来年度予算・条例、併せて9本の議案がですね、一括して提案された訳です。

一括して提案すること自体がいいとか悪いとかいうことは申しません。

しかし私が、議会の権能ということ考えたときに、こうした提案の仕方が果たして妥当なんだらうかという疑問も持っております。

今後、議案の提案方法など、是非、議長ですね、執行部とも協議して、より議会の審議権が確保される、こういったものを考えていただければ、ということもお願い申し上げて、私の全ての質問を終わります。

---

○ 小森 唯永 議長      山上事務局長。

---

○ 山上 俊司 事務局長

はい、ただいま、ご質問いただきました。

前段の夜間勤務手当というものの条例等の作り、法律との関係、そういったことのご心配もいただきました。

私どもの基本的な姿勢といたしましては、今まで、各消防本部で運用してきた条例並びにその制度の中身を、基本的にはそのまま継続をしていくといったことで、それを基本にしてございますので、その部分については、問題は基本的にはないというような解釈をしておったんですけれども、法律とのどうだということも今ございましたので、これからはですね、そういうような検証というものもこれから、一つの組合としていく訳ですので、そういった隅々まで、色々な場面で検証・検討しながら、しっかりと事務を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

また、2点目の消防力の新たな基準・指針作りをしながら、その辺のスケジュール感もということもでございますけれども、現在ですね、特に、具体的に持っているものはございません。

ただ、これから広域化がスタートいたしまして、それぞれが持っております既存のいわゆる更新計画あるいは充足に向けた取り組みなど、こういったものを集めながら当面は、新しい基準ができるまでは、その計画を尊重しながら、それぞれの署あるいは町で、そういう更新計画をしっかりと進めていただくということになりますが、一体的に基準ができましたら、その計画に乗せ代えてしっかりとまた充足に向けて取り組んでいかなければならないものというふうに考えてございます。

先ほど、2次出動の心配も一つ、例示ということで、いただきましたけれども、当然ですね、これが

らはスケールメリットとは申しあげましたけれども、今度消防局が一つで、ものすごいたくさんの車両、あるいはたくさんの人方をですね、指令をしていくような立場になります。

これは、2次出動ですとか、3次出動というものがこれから当然想定されますけれども、そういった部分の不都合ですとか、住民に対してご心配をかけることのないような、効率的な運用というものも期待されております。

その辺も含めてですね、広域化によって生み出されるメリットというものをしっかりと、住民の皆さんに提供していきたい、ということをはっきりと心に据えて、取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上であります。

- 
- 小森 唯永 議長           ほかに。  
                                  17番中橋友子議員。

- 
- 17番 中橋 友子議員

議案の第3号について、質問をさせていただきます。

とかち広域消防事務組合運営に関する条例の給与に関する経過措置というところでお尋ねをさせていただきます。

来年度からこの広域消防が一つの組織としてスタートし、職員の方が694名ということでありました。

ご説明によりますと、給与に関しては、5年間を目処に今後、帯広市の給与条例を基本として改定に向けていくということでありました。

これは、自賄い方式が残った中の変大きな課題ではないかと思うんですが、スタートの段階で一本化されるのが理想であったと思うんですがけれども、現実には、そうはならなかった。

それで、運用規程を見ますと、不公平が生じないように3年間の現給保障を行いつつ、人員の最も多

い帯広市の制度に一元化することを基本とし、それまでは広域前の例によるものとする。

つまり、各市町村が、19の構成であります、それぞれのこれまでの規定によって給与を支払って行くということになり、当然、一つの組織ではあっても、勤務年数あるいは、色々な職務もあろうかと思いますが、それぞれ同じ仕事をして、違った給料が払われていくという、そういった現状が続いていくんだというふうに思います。

これはやはり、一つの組織になった以上は、消防士の士気・あるいはモチベーション含めまして、早急に解決していかなければならないことだというふうに思います。

5年間というふうに年次を切っていってしましますので、まず、初年度は、どのような改善策を持って、進めていかれるのか。

その計画の中身についてお伺いをいたします。

---

○ 小森 唯永 議長          山上事務局長。

---

○ 山上 俊司 事務局長

はい、運営条例の経過措置の中で、給与の統一化、当初からはいたしません。

これは運営計画の中で、当初から、時間をかけてしっかりと、その統一に向けた検討をしていきたいと思いますという基本的な合意でここまで来てございます。

そこで、今、お話しがありましたように、各市町村の行政職の給与、もちろん、消防職の給与もですね、それぞれ、若干、給与制度自体が違っていると、相違があるのは事実でございます。

もちろん、これは、消防広域化になりまして一つの事業体になる訳ですから、将来的には一つの給与制度、処遇も含めて統一されるのが理想的、そう求められなければならないものだというふうに考えております。

お話しにありましたように、5年間というような解消の目標値を今、持っています。

また、運営計画では、帯広市の給与制度にということも、文言上書いてございますけれども、これはですね、作業としては、5年後というように申し上げますが、これは、着手自体は、検討自体は極めて早いうちに、着手を始めなければならない、始めたいというふうには、実は考えてございます。

なかなかですね、給与の統一というのは、今まで他の事例を見ても非常に難しいものというような認識をしてございまして、そういったものに向けてですね、最終的にどういう形で、合意あるいは統一といったものが出来るのかということも、色々な形で時間をかけながら慎重に検討していきたいというふうに考えてございます。

あくまでも、5年後の目標というものは持ったままですね、早急に検討の着手をしながら、それに向けてですね、皆さんと協議をしながら、また合意形成をする、こういった努力はしていかなければならないものと、現在は思っているところでございます。

初年度のお話でございましたが、今お話しいたしましたように、初年度に何をするかという具体的なスケジュールは今、持ってございませぬけれども、そういったものを、課題に掲げながら、他の課題と一緒に、計画的に論議を尽くしていきたいと、いうふうに思っています。

以上であります。

---

○ 小森 唯永 議長            17番中橋議員。

---

○ 17番 中橋 友子議員

早いうちに着手ということでありませぬけれども、実は、この消防の広域化にあたりましては、私どもが一番心配したことは、これまで市町村の、正確には6消防本部の職員として、それぞれ、活躍をしてきていただいたと。

そして、給与の計算等もそこで行われてきたということでもあります。

今回、広域化になることによって、例えば、具体的な話しをしますと、給与の計算等も、6消防本部そのものは解散いたしますので、それぞれの消防署で実際にはやっていかなければならなくなります。

私は幕別町であります。例えば幕別町では55名の職員がおりまして、そういった新たな事務に、給与計算を含める事務に、新たな仕事が広域化によって生じて、実際にはやっていかなきゃならない訳ですね。

消防っていうと現場の職員の方達でありますから、そういった事務を長く実際に責任を持ってやっていくということについては、これは色々な手法はあるでしょうけれども、しかし、大変なことでもあります。

そして、前段申し上げましたように、統一化することによって、士気やモチベーションを上げていくということは、これはもう外せないことだと思うんですよね。

1年目に、具体的な計画、早めに着手されるというけれども、具体的にはまだ、示していただけるものはないということでもありますから、是非、そういったそれぞれの市町村の消防の現状なども含んでいただいて、早い一元化ということを求めたいと思います。

同時にですね、帯広市に一元化することを基本というふうにされていますけれども、お答えいただいたように、本当に大変な仕事だと思うんですよね。

町職員の給与体系と市職員の体系、そもそもが違ってきますので、等級そのものも町村は6級までであっても、市は8級までというようなことで、こういうことを一本化して是正していくということになれば、やはり、かなり綿密な議論、計画そして不公平を生じさせないというような手順を踏んでいかなきゃならないと思うんですよね。

ですから、やはり、初年度から具体的な計画を持って、一本化を目指すということに取り組んでい

ていただかなければ、なかなか5年たっても成就するのは難しいんじゃないかというふうに思います。

その点の、更なる考えがありましたら、ご答弁いただきたいと思います。

---

○ 小森 唯永 議長          山上局長。

---

○ 山上 俊司 事務局長

はい、繰り返しのご答弁になるかもしれませんが、給与の統一については、やはり非常に難しい問題、例えば昇給の方法一つ取ってもですね、19市町村では、たぶん19通りがあると私ども思っております。

これを一つにまとめていくといった時に、どういう形で合意をいただけるのかということも、これも非常に重たい課題だというふうに考えてございます。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、5年後を目処、と言いながら統一に向けて、これは時間もかけながら、しかし統一というものを視野に入れながら、皆様と協議をしながら検討をしていかなければならないと、全くお話の通りかというふうに思っております。

これにつきましてはですね、他の自賄いの解消に向けていかなければならないものの案件もございませうけれども、そういった部分については、手を止めることなく、取り組んでいく必要があるかというふうに考えてございます。

一元化に向けてですね、たくさんの課題はございます。

そういったものをですね、各構成市町村の皆さんとしっかりと協議をしながら、様々な点について、これからも引き続き協議をし、よりよい広域化の消防というものを作りあげていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上であります。



---

○ 小森 唯永 議長      ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 小森 唯永 議長      なければ、質疑を終わります。  
これから、一括して討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 小森 唯永 議長      別になければ、討論を終わります。  
これから、議案第2号から議案第10号までの9  
件について一括して採決を行います。  
おはかりいたします。

議案第2号ほか8件については、いずれも原案の  
とおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 小森 唯永 議長      ご異議なしと認めますので、議案第2号ほか8件  
は、いずれも原案のとおり可決されました。

---

○ 小森 唯永 議長      以上で、本日の日程は、全部終わりました。  
これをもちまして、平成28年第1回とかち広域  
消防事務組合議会定例会を閉会いたします。

————— 午後2時46分閉会 —————

本会議の次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 小森 唯永

議 員 埴渕 賢治

議 員 菊地 康雄